

商標権の行使が権利濫用であるとされた事例 —「ゴミサー」商標事件

東京地裁令和8年1月16日判決（令和5年(ワ)第70505号 商標権侵害行為差止請求事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

- 1 本件は、原告が被告に対し、被告が業務用生ゴミ処理機（「被告商品」という。）に下記3の被告標章を付して販売すること等により、原告の保有する下記2の商標権（「原告商標権」という。）が侵害されているとして、商標法36条1項及び2項に基づく差止め及び廃棄を求めるとともに、民法709条に基づく損害賠償金4億1742万2688円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 原告商標権は以下のとおりである。
 - 【登録番号】 商標登録第5769618号
 - 【登録日】 平成27年6月5日
 - 【登録商標（標準文字）】 ゴミサー（「原告商標」という。）
 - 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第7類 生ゴミ処理機、液体肥料製造装置
 - 【出願番号】 商願2015-3819号
 - 【出願日】 平成27年1月19日
- 3 被告標章は以下のとおりである。



- 4 事実経過の詳細は、下記第2のとおりであるが、本件においては、従前、原告が、被告との間で販売代理店契約を締結し、被告の販売代理店として、被告標章の付された被告商品を販売するようになったという経緯があったため、販売代理店の一つにすぎなかった原告が、原告商標の商標登録出願（「本件出願」という。）をして、その設定登録を受け、被告に対して、この原告商標権を行使することが権利の濫用にあたるのではないかが主たる争点となった。

第2 事実経過

1 争いのない事実及び裁判所が認めた事実

<事実経過表>

時 期	事 実
H4ころ	被告は、バイオテクノロジーを利用して生ごみを処理する業務用生ごみ処理機である被告商品を開発し、生ごみがミキシング後に消滅し、液体となってサーッと流れていくことに由来する「ゴミサー」を商品名として決定し、被告商品の製造・販売を開始した。
H5.12.7	被告の代表取締役であったAが、ゴシック体調の「ゴミサー」の文字を等間隔に配置した商標（「被告旧商標」という。）について、指定商品を第7類「生ゴミ処理機」とする商標登録出願をした。
H8.2.7	被告は、原告との間で、口頭で被告商品の販売代理店契約（「本件販売代理店契約」という。）を締結し、原告は、被告の販売代理店として被告商品を販売するようになった。 販売代理店との間の契約書には、販売代理店は、被告商品の宣伝方法について原告（原文ママ。「被告」の誤記と思われる。）の了解を得なければならないことが記載されていた。
H9ころ	被告は、被告商品に被告標章を付すようになった。
H11.6.18	Aは、被告旧商標について設定登録を受けた（登録第4284828号。「被告旧商標権」という。）。
H13ころ	被告のパンフレットには、被告商品の商品名として、「ゴミサー」の文字から成る標章が表示され、被告標章が付された被告商品の写真が掲載されていた。
H21.6.18	Aが、被告旧商標権の更新登録の申請を怠り、被告旧商標権は、存続期間の満了により消滅し、商標登録が抹消された。
H24ころ	原告は、被告が原告の見込み顧客に対して直接被告商品を販売したことに対抗するためとして、被告商品に付された製造元（被告）を示す名板を被告商品から剥がして販売し、被告はこれに抗議した。
H26.3ころ	原告は、被告がかねてから原告のウェブサイトに製造元として被告の会社名を表示するよう求めていたのを拒否していたが、同ウェブサイトに被告商品の製造元として被告の会社名を表示するようになった。その際、被告は、当初の表示が不十分であるとの抗議をした。